

○美郷町移住支援金交付要綱

令和2年1月28日訓令第3号

改正

令和2年6月15日訓令第52号

令和4年3月28日訓令第14号

令和4年4月22日訓令第20号

美郷町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、宮崎県と共同して行う宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者が、宮崎県のマッチング支援事業における求人を充足して就職に至った場合又は宮崎県地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において美郷町移住支援金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（平成18年美郷町規則第48号）、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課定め。以下「県要領」という。）及び宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年7月1日付け宮崎県商工観光労働部商工政策課定め）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり100万円。なお、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算
- (2) 単身世帯 60万円

(交付要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、県要領第5の1の(1)に定める要件を満たす者であって、本町に転入した者とする。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本町に転入してから3月以上1年以内の間に、町長に提出するものとする。ただし、令和5年6月22日以前の転入については、転入後及び就業後3ヶ月以上経過後に町長に提出するものとする。

- (1) 写真付き本人確認書類

- (2) 本町に転入する前住所地の住民票除票の写し（2人以上の世帯にあつては、全ての世帯員のもの）ただし、転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写し
- (3) 県要領第5の1の(1)の②の1)に該当する就業に至った場合の就業証明書（様式第2号-1）又は県要領第5の1の(1)の③に該当する就業に至った場合の就業証明書（様式第2号-1）及び起業支援金の交付決定を受けた場合の起業支援金の交付決定通知書
- (4) 移住支援金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届出済証明書及び個人事業等の納税通知書（県要領第5の1の①の(ア)のbに該当する場合のみ）
- (6) 東京23区内の大学等の卒業証明書等及び勤務していた東京23区の企業等の就業証明書等（県要領第5の1の(1)の①の(ア)のcに該当する場合のみ）
- (7) 所属先企業等の就業証明書（県要領第5の1の(1)の③に該当する場合のみ）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金の交付が適当であると認めるときは移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第6条 町長は、前条の規定により移住支援給付金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対して、申請日から起算して3月以内又は2月末のいずれか早い期日までに移住支援給付金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 支援対象者が、紛失等の理由により移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書を再交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、移住支援事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき、又は宮崎県知事から宮崎県移住支援事業の適切な実施を確保するため必要であると要請を受けたときは、

支援対象者に対し、宮崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査を、宮崎県知事と共同して行うものとする。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の表に掲げる要件に該当すると認める場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りでない。

| 要件 | 返還額 |
|--|-----|
| 虚偽の申請等をした場合 | 全額 |
| 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合 | |
| 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（県要領第5の1の(1)の②に該当する就職に限る）を辞した場合 | |
| 起業支援事業に係る交付決定又は起業にかかる町長の承認を取り消された場合 | |
| 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合 | 半額 |

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町が宮崎県と協議して定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和元年7月22日から適用する。

附 則（令和2年6月15日訓令第52号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第14号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年4月22日訓令第20号）

この訓令は、公表の日から施行する。